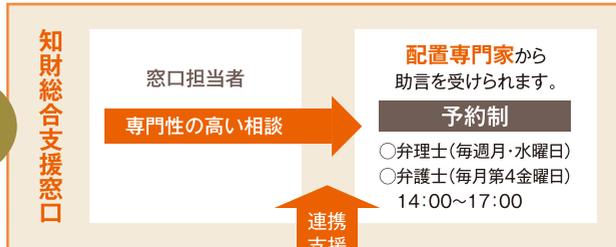


INPIT北海道知財総合支援窓口

独立行政法人
工業所有権情報・研修館事業



相談
知財に関する
悩み・課題に対し
その場で解決方策
を提供・解決
支援



相談は
無料です

北海道よろず支援拠点(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)
売上拡大、経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に各専門分野のコーディネーターが対応

011-747-8256

頑張るあなたのお悩みに
精一杯お応えしたい



アクセス

最寄り駅 → JR札幌駅・地下鉄南北線さっぽろ駅

〒060-0807 札幌市北区北7条西4丁目1-2 KDX札幌ビル5階
●JR札幌駅 西コンコース北口を出て横断歩道を渡り、徒歩2分
●札幌駅北口地下歩道8番出口を出てすぐ左手のビル



札幌大通サテライト

■R&Bパーク札幌大通サテライト
TEL 011-219-3359
〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目8番地
昭和ビル1階(地下鉄大通駅1番出口直結)

苫小牧サテライト

■苫小牧市テクノセンター
TEL 0144-57-0210
〒059-1362 苫小牧市柏原32番地27

室蘭サテライト

■公益財団法人室蘭テクノセンター
TEL 0143-45-1188
〒050-0083 室蘭市東町4丁目28番1号

函館サテライト

■北海道立工業技術センター内
公益財団法人函館地域産業振興財団
TEL 0138-34-2600
〒041-0801 函館市桔梗町379番地

旭川サテライト

■一般財団法人旭川産業創造プラザ
TEL 0166-68-2820
〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号
旭川リサーチセンター内

旭川商工会議所

TEL 0166-22-8411
〒070-8540 旭川市常盤通1丁目
道北経済センター3階

帯広サテライト

■公益財団法人とかち財団 十勝産業振興センター
TEL 0155-38-8850
〒080-2462 帯広市西22条北2丁目23番地9

釧路サテライト

■公益財団法人釧路根室圏産業技術振興センター
TEL 0154-55-5121
〒084-0905 釧路市鳥取南7丁目2番23号
釧路工業技術センター内



北見サテライト

■オホーツク産学官融合センター
TEL 0157-57-5677
〒090-0013 北見市柏陽町603-2
北見工業大学社会連携推進センター内

北見商工会議所

TEL 0157-23-4111
〒090-0023 北見市北3条東1丁目

金融機関のための 知的財産 活用マニュアル

経営相談に知的財産のアドバイスを



金融機関の皆様へ

企業とより良い信頼関係を築くために
企業活動を知的財産の視点から見てみましょう。

企業活動があれば必ずそこに知的財産が存在します。

このマニュアルは、金融機関の方が、知的財産と事業との関わりについて理解を深め、「経営者とのコミュニケーション」のきっかけをつくり、より良い信頼関係を築いていただくために、これだけは知っておいてほしい知的財産の基礎について解説しています。

知的財産の重要性に気づいていない、あるいはわかっても実際の行動に結びついていない中小企業と一緒に、知的財産について考える最初の一步にお役立てください。



誰の
ために？

金融機関と企業
双方のために

金融機関と企業がより良い協力関係を築くために、知的財産という視点から事業について一緒に考えてみましょう。企業の方は自社の知的財産を知るきっかけとして、金融機関の方は一歩進んだ企業支援としてご活用ください。

何を
知る？

知的財産の
チャンスとリスクを
知る

企業が知っておくべき知的財産をめぐるチャンスとリスク、その影響をとりあげました。日ごろの経営相談のなかでちょっとした会話をきっかけに、企業活動に潜むリスクに目を向けてみましょう。まずは、気になるページだけでもチェック！

どう
役立てる？

チャンスを活かし
リスクを回避する
ために

チャンスを活かしリスクを回避するために、一歩踏み込んだ知的財産の知識や、知っておくべき情報をとりあげました。企業が取り組むべき課題に金融機関の視点から、あるいは企業の視点で、一緒に向き合い、より良い企業支援につなげましょう。

より良い
企業支援への
窓口

企業の活動のステージや課題に応じて、様々な支援情報を紹介しています。企業の方々に適切な支援情報や相談窓口につなげましょう。金融機関の業務に役立てる「知財金融」についても解説しています。

CONTENTS

- 1 HOW TO USE
- 3 目次
- 5 マニュアルの全体構成
- 7 知的財産権の基礎知識
- 12 **知的財産をめぐるチャンスとリスク** ~事例から学ぶ~
- 13 知的財産をめぐるチャンスとリスク
- 15 **Case 1** 出願をめぐるトラブル
- 17 **Lesson 1** 出願の検討
- 19 **Case 2** 第三者の権利をめぐるトラブル
- 21 **Lesson 2** 事前調査の必要性
- 23 **Case 3** 秘密情報をめぐるトラブル
- 25 **Lesson 3** 営業秘密としての管理
- 27 **Case 4** 海外での事業をめぐるトラブル
- 29 **Lesson 4** 海外展開と知的財産
- 31 **Lesson 5** 創業期における知的財産
- 32 **金融機関と知的財産** ~知的財産の視点からみた企業経営~
- 33 金融機関と知的財産
- 35 知財ビジネス評価書・提案書を活用してみませんか
- 37 知財ビジネス評価書・提案書で何がわかるの？
- 39 **コラム** こんなイメージ持っていませんか？
- 40 **知的財産に関わる支援情報** ~有効に活用しましょう~
- 41 J-PlatPat で知財情報を調べてみよう
- 43 J-PlatPat を実際に使ってみよう
- 45 知的財産権の取得と維持に要する費用及び期間の概要
- 47 特許料等減免制度(国内)
- 49 外国出願に要する費用の概要
- 51 知的財産を活用した海外展開を支援します
- 53 知的財産に関する相談窓口一覧



「金融機関のための知的財産活用マニュアル」作成委員会

【委員長】

太田 清子 日本弁理士会 北海道会 会長 弁理士

【委員】

越田 雄三 株式会社北洋銀行 地域産業支援部長
古瀬 康紘 古瀬法律事務所 弁護士・弁理士
内藤 拓郎 日本弁理士会 北海道会 副会長 弁理士
沼田 和之 株式会社北海道銀行 地域創生部長

初版 令和2年2月

【事務局】

一般社団法人 北海道発明協会

【本書についての問い合わせ先】

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 産業技術課 知的財産室
TEL: 011-709-2311 内線 2586 FAX: 011-707-5324
E-mail: hokkaido-chizai@meti.go.jp



チャンスとリスクを知る・知財の基礎を知る

調べる・情報を収集する 知財を活用する

検討時

着手前

制度・ツール

企業活動と知財	
企業のフェーズ	
製品開発	販路拡大
創業	海外展開
知的財産の基礎知識 P7	
知的財産をめぐるチャンスとリスク	
チャンスとリスク P13	
よくある失敗事例	
Case 1 出願をめぐるトラブル P15	
Case 2 第三者の権利をめぐるトラブル P19	
Case 3 秘密情報をめぐるトラブル P23	
	Case 4 海外での事業をめぐるトラブル P27
チャンスを活かしリスクを回避するために	
Lesson 1 出願の検討 P17	
Lesson 2 事前調査の必要性 P21	
Lesson 3 営業秘密としての管理 P25	
	Lesson 5 創業期における知的財産 P31
	Lesson 4 海外展開と知的財産 P29
知的財産権の取得と維持に要する費用・期間 P45	
外国出願に要する費用 P49	
J-PlatPat・ネット検索 P41	
支援情報	
知財戦略AD P26	
特許料等減免制度(国内) P47	
相談窓口一覧 P53	
知財総合支援窓口 P53	
海外展開支援情報	
<ul style="list-style-type: none"> ・外国出願補助金 ・海外知的財産PD P51 ・PCT減免制度 ・JETROの支援情報 <small>※P30にも情報あり</small> 	

金融と知財

資金調達

金融機関と知的財産

知財金融とは P33

知財ビジネス評価書・提案書 P35

まず始めに、具体的な商品を例に知的財産を見ていきましょう。
1つの商品の中に複数の知的財産が存在します。

(例)「カップヌードル」 日清食品ホールディングス株式会社

商標権

商品やサービスのネーミングやマークを保護（登録から10年更新可）

英字ロゴ



文字商標
(登録第1183902号)

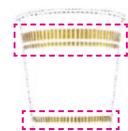
標準文字

CUP NOODLE

文字商標
(登録第4472935号)



キャタピラ部分



位置商標
(登録第6034112号)

容器の形状



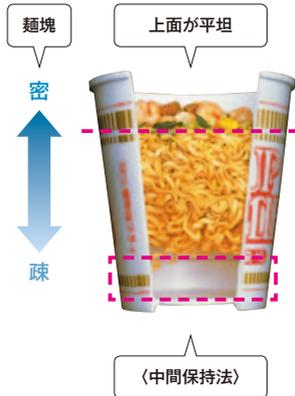
立体商標
(登録第4997908号)

特許権

新しい発明を保護
(出願から20年)

容器付スナック麺の製造法

カップ状の金型に茹でた麺を入れ、蓋を閉じた状態で揚げると、金型の中で麺が浮き上がるので、内部に熱が浸透しやすくなり、外面が焦げずむらなく揚がる。結果、上面が平坦で、かつ上部が密、下部が疎である麺塊ができる。これを乾燥した後、カップ状容器に入れ、調味料、具材等を入れて密封する。



実用新案権

物の構造・形状の考案を保護
(出願から10年)

熱湯注加により復元するカップ入りスナック麺

カップの底より麺塊を大きくしてカップの中間に固定する（中間保持法）により、上下部に空間ができ、麺塊の破損防止、お湯を入れたときの復元の促進、具が常に上部表面にあるなどの効果がある。

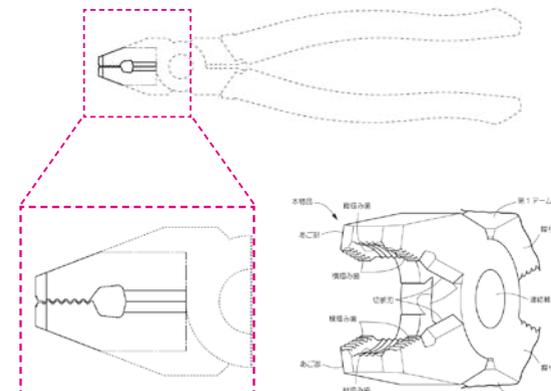
特徴が外観に表れている製品のデザインは意匠権で保護できます。
こちらも具体的な商品で見てみましょう。

(例)「ベンチ」 株式会社エンジニア

意匠権

物品のデザインを保護
(登録から20年) (注)

ベンチの先端の形状



部分意匠(実線部分が意匠登録の対象)
(登録第1521899号)

商標権

英字ロゴ

ENGINEER

文字商標
(登録第4604966号)

頭がつぶれているネジ、錆びているネジを、簡単に掴んで外してしまう工具。「タテ溝」と「ギア歯」といった機能的に重要な形状を意匠権で保護。

(注) 特許法等の一部を改正する法律(令和元年5月17日交付)により、意匠権の存続期間が「出願日から25年」に変更になり、「画像」、「建築物」、「内装」が保護対象に追加されました。同法の施行は令和2年4月1日です。

意匠権

✖
デザイナーが手掛けた
崇高なデザイン

意匠権ってイメージがつかめなかったのですが、物の形やその一部分でも保護されるんですね。

そのとおりです。外見に現れるデザインは意匠権で守れます。デザインといっても芸術性が高い必要はありません。

意匠権を活用すると、もっと知財で守れる範囲が広がりそうですね。

形そのものに特徴があるものには意匠権が有効です。特許権より取得費用も抑えられます。



知的財産の基礎知識

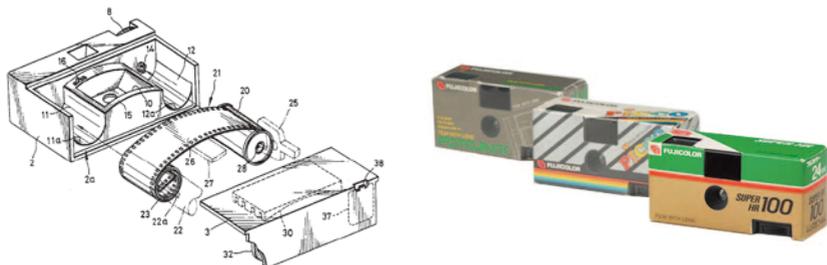
「知的財産」(略称「知財」)とは、知的創造活動によって生み出されたもので「知的財産権」は、それを創造した人の権利を保護するものです。ここでは、特許、実用新案、意匠、商標について、それぞれの登録事例を紹介しています。

特許と実用新案

特許権の保護範囲

物、方法、物を生産する方法の発明

登録事例



■「写ルンです」に関する特許(特許第1875901号)の概略図

フィルムは、予めフィルムケースから引き出された状態で容器に装填され、撮影するごとにフィルムケースに収納される仕組みにより、明室でも簡単に撮影済みフィルムを取り出すことができる。

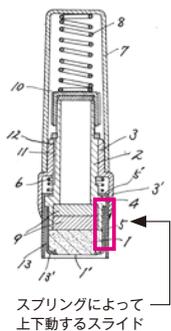
※「写ルンです」は富士フイルム株式会社の登録商標です。

出典：特許庁 広報誌「とっきょ」平成30年10・11月号

実用新案権の保護範囲

物品の形状、構造又は組合せ

登録事例



スプリングによって上下動するスライド



■「Xスタンバー」に関する実用新案権(登録第1120473号)

スプリングによって上下動するスライドが、捺印しないときは印面より下方に出ている仕組みにより、印面キャップを外していても、机・書類・着衣等を汚れにくくすることができる。

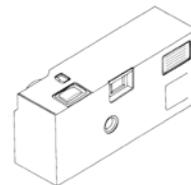
※「Xスタンバー」はシャチハタ株式会社の登録商標です。

出典：シャチハタ株式会社HP (<https://www.shachihata.co.jp/>)、昭50-24814公報

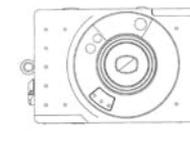
意匠とは?

物品の「デザイン」：物品の形状、模様、色彩又はこれらの結合、パッケージデザインの形状、物品の部分の形状
令和2年4月1日より、「画像」、「建築物」、「内装」が保護対象に追加されます。

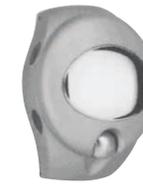
登録事例



登録第760922号



登録第986535号



登録第970795号



登録第1334077号

出典：特許庁 広報誌「とっきょ」平成30年10・11月号、意匠の登録制度の概要 (<https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/torokugaiyo/index.html>)

商標とは?

事業者が商品・サービスに使用するマーク、他の商品・サービスと区別するためのマーク

登録事例

WALKMAN

登録第2563591号ほか

アリナミン®

登録第0754798号ほか

TDK

登録第5190340号



登録第1655435号ほか



登録第3085606号ほか



登録第4157614号

出典：特許庁 商標制度の概要 (<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/seidogaiyo/chizai08.html>)

知的財産権には、他にも次のような種類があります。

創作意欲を促進		信用の維持	
知的創造物についての権利			
特許権 (特許法)	<ul style="list-style-type: none"> ●発明を保護 ●出願から20年 (一部25年に延長) 	商標権 (商標法)	<ul style="list-style-type: none"> ●商品・サービスに使用するマークを保護 ●登録から10年 (更新あり)
実用新案権 (実用新案法)	<ul style="list-style-type: none"> ●物品の形状等の考案を保護 ●出願から10年 	商号 (商法)	<ul style="list-style-type: none"> ●商号を保護(※)
意匠権 (意匠法)	<ul style="list-style-type: none"> ●物品のデザインを保護 ●登録から20年(注) 	商品等表示 (不正競争防止法)	<ul style="list-style-type: none"> ●周知・著名な商標等の不正使用を規制
著作権 (著作権法)	<ul style="list-style-type: none"> ●文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護 ●死後70年 (法人は公表後70年、映画は公表後70年) 	地理的表示(GI) (特定農林水産物の名称の促進に関する法律)	<ul style="list-style-type: none"> ●品質・社会的評価その他の確立した特性が、産地と結びついている商品の名称を保護
回路配置利用権 (半導体集積回路の回路配置に関する法律)	<ul style="list-style-type: none"> ●半導体集積回路の回路配置の利用を保護 ●登録から10年 	地理的表示(GI) (酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律)	
育成者権 (種苗法)	<ul style="list-style-type: none"> ●植物の新品種を保護 ●登録から25年 (樹木30年) 	<p>産業財産権 = 特許庁所管</p>	
(技術上・営業上の情報)			
営業秘密 (不正競争防止法)	<ul style="list-style-type: none"> ●ノウハウや顧客リストの盗用など不正競争行為を規制 		

(注) 特許法等の一部を改正する法律(令和元年5月17日交付)により、意匠権の存続期間が「出願日から25年」に変更になり、「画像」、「建築物」、「内装」が保護対象に追加されました。同法の施行は令和2年4月1日です。

(※) 商号
会社名などの商号を法務局で商業登記することで、同一住所で類似の商号の使用を排除できます。商標権のような独占権はありません。よって商号を登記していても、他人が商標登録した場合、その商号の使用継続が困難になる場合があります。

知的財産をめぐる チャンスとリスク

～事例から学ぶ～

この章の構成

■チャンスとリスク

■よくある失敗事例

企業活動のフェーズを次の4つに分類して、各事例の該当するページに振り分けています。

製品開発

海外展開

販路拡大

創業

■チャンスをいかし、リスクを回避するために できること

知的財産をめぐるチャンスとリスク

まず最初に、企業活動における知的財産をめぐるチャンスとリスクから見ていきましょう。

チャンス

1 自社のアイデアや技術を守る

- アイデアや技術を適切に権利化することで、自社の財産を守ることができます。
- 模倣品や侵害品を阻止する強力なツールになります。(自法的措置を講ずることができます。)

2 有利な事業展開

- 他社の参入を阻止(牽制)し、安定した収益が見込めます。(右ページ図1)
- 他社へのライセンスにより、市場の拡大や収益の確保につながります。

3 自社技術力の向上、新分野進出

- さらに発展した技術開発(周辺特許等)の循環が生まれます。
- 自社技術をベースとした他社・大学との共同研究へと発展が期待できます。

4 自社ブランドの構築

- 顧客に対する自社の技術力等の信用性が高まり、ブランド力がアップします
- 保有技術の高さの証しや客観的指標として、対外的にPRすることができます。

5 社員のモチベーションの向上

- 開発成果に「特許」という評価を得ることで、研究者の自信につながります。
- 報奨制度等の充実により、研究者のやる気を引き出すことができます。

6 資金調達の際に有利に働く

- 資金回収の確実性があり、投資効果が期待できるため、資金獲得に有利になります。

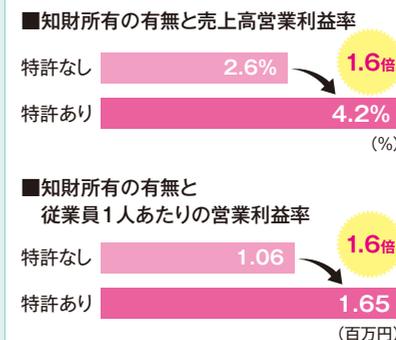
データで見る経営に寄与する知的財産

知的財産権保有企業の業績は順調、知的財産は経営にプラスにはたらくと考えられます。

(平成28年度中小企業の知的財産活動に関する基本調査)



図1. 知的財産の保有状況と利益率の関係



出典：広報誌「とっきよ」平成30年10・11月号

リスク

1 他社の参入・模倣を阻止できない

- 知的財産権を保有していなければ、他社の市場参入や模倣を防ぐことができません。
- 他社との競争に勝てず、市場から撤退せざるを得なくなることも考えられます。

2 他社知的財産権の侵害の可能性

- 知的財産権に無関心なまま開発を進めると、他社の権利を侵害する可能性があり、高額な賠償金を請求されかねません。
- 差止請求により、事業継続が困難な状態に陥ることもあります。

3 大事な自社の技術を失う

- 他社が先に権利化すれば、大事な自社の技術を失うことになります。
- 研究開発に投じた費用が無駄になったり、企業価値の低下につながる場合もあります。



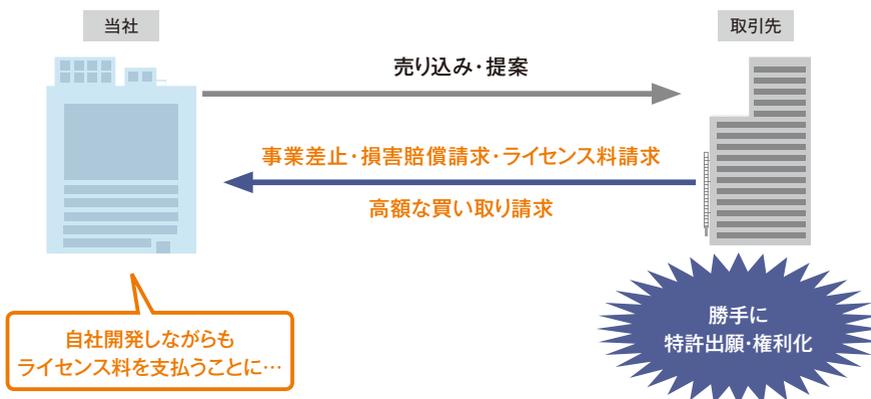
知的財産をめぐるチャンスとリスク

よくある失敗事例

知的財産にともなうリスクに気づかないでいるとどんなトラブルを招くのか、よくある事例をもとに考えてみましょう。ここではこうしたトラブルを未然に防ぐために、押さえておきたい知財のポイントについて解説しています。

Case 1 出願をめぐるトラブル

自社開発製品の売上げが上がってきたころ、取引先が勝手に権利化。自社の技術を失い、事業継続には多額のライセンス料が発生することに。



出典：知的財産制度説明会（初心者向け）資料（特許庁）を一部加工

何がいけないの？

ここが問題

出願の検討が不十分で、知的財産権を取得していなかった。

どうすればいいの？

ここが大事

適切な時期に出願の検討をし、必要ならば出願しましょう。

該当する企業フェーズ

製品開発

海外展開

創業

販路拡大

トラブルを未然に防ぐ知財のポイント

- 自社の技術やアイデア、ブランドやネーミングは知的財産権による保護を検討しましょう。
- 特許や意匠は公知になる（世の中に知られる）前に出願しなければいけません。
- 模倣品対策には、商標権や外観に特徴があれば意匠権で保護することが有効です。
- 商標は誰でも出願できるため、先に商標権を取得される恐れがあります。名前が決まったら速やかに商標登録出願をしましょう。
- 公開したくない技術やノウハウは、営業秘密（ノウハウ）として守ることができます。

他にもあります！こんなリスク

自社の商標を第三者に先に出願されてしまった（先取り出願）

第三者に先に出願されてしまうと、事業差止めや損害賠償を請求されることも考えられます。悪意をもった出願人の場合、商標権の高額な買い取り請求もされかねません。

模倣品の出現で売上げが急速にダウン
取引先の信用も低下

権利がなければ模倣品に対抗できません。ロゴや商品名は商標権で、形に特徴があるものは意匠権で保護しましょう。発売してからは意匠登録を受けられません。発売前の検討が重要です。

展示会・商談会で技術情報が流出
権利取得の機会を失う

技術・デザインは自らの出展によって新規性を失う恐れがあります。そうすると特許権、意匠権は取得できません。展示会等の出展前に必要であれば特許出願や、意匠登録出願を済ませましょう。

他社の参入や類似品の登場
売上げの急激ダウンと信用低下

権利がなければ、他社の参入や類似品がでてでも対抗する手段がありません。大事な技術やアイデアは知的財産による保護を検討しましょう。

企業と一緒に考えてみましょう

きっかけとなる会話例



- 知財に無関心な企業に、「自社の知的財産について考えてみませんか？」
- 新商品発売前に、「模倣品が出た場合の対策を考えていますか？」
- 新商品発売時に、「商品やサービス名の商標権を持っていますか？」
- 専門性が高い企業に、「独自のノウハウはありませんか？」
- 研究開発段階で、「自社の技術をどのように守っていますか？」

知的財産をめぐるチャンスとリスク

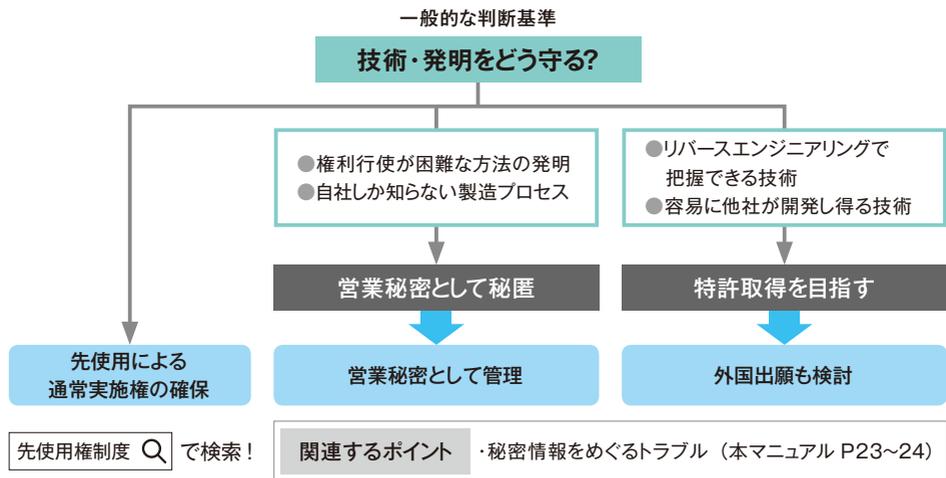
チャンスをいかし、リスクを回避するためにできること

事例から学んだ知財のポイント、ここではさらに理解を深めるために、技術や発明、商品等をどうやって守るのか、模倣品被害を防ぐには、といった一歩進んだ解説をしています。

Lesson 1 出願の検討 ～何をどのように守ったらいいでしょう～

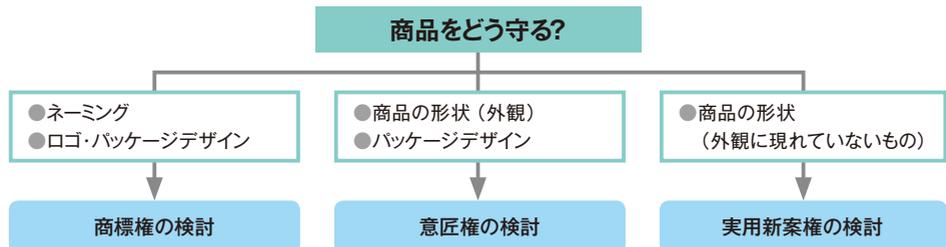
■自社の技術・発明を守りたい

自社の技術や発明は、知的財産権の取得や、営業秘密として管理することで保護することができます。どのように保護するのか、一般的な判断の基準は次の通りです。



■自社の商品を守りたい

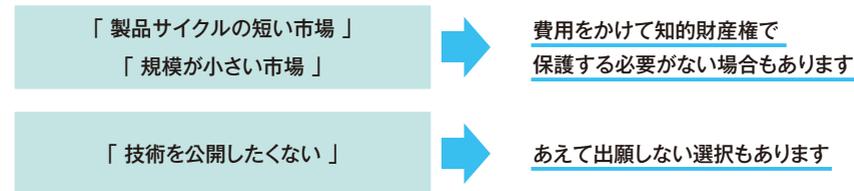
商品の性質に応じて、商標権や意匠権で大事な商品を適切に保護することが必要です。



■自社のブランドを守りたい



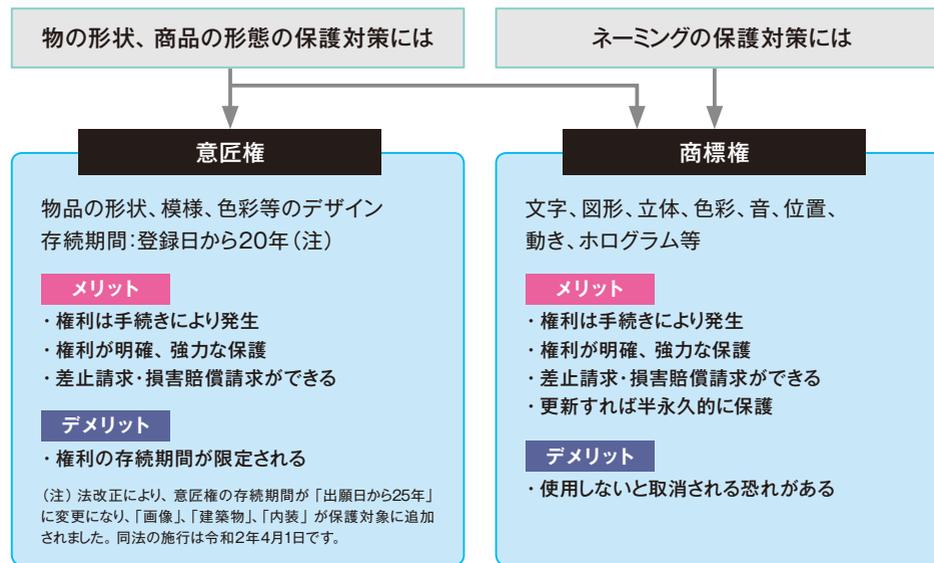
■出願の要否の検討 出願しないことも戦略の一つです



■模倣品対策

デッドコピーなど商品形態の模倣品対策として、意匠権や商標権の取得は最も有効な手段です。商品の性格に応じて、適切に保護することが必要です。

模倣品が出てからでは、意匠権の取得はできません。商標権は先に出願される恐れがあります。意匠権は取得するなら速やかに、商標権は誰よりも早く出願して取得しましょう。



模倣品が出た場合は専門家にご相談ください。(相談窓口一覧:本マニュアル P53)
意匠権や商標権の対象とならなくても保護される場合があります。

知的財産をめぐるチャンスとリスク

よくある失敗事例

Case 2 第三者の権利をめぐるトラブル

ある日突然、他社から権利侵害に関する警告状が送られてきた。
多額の損害賠償を請求されたうえ、事業継続は困難に。



出典：知的財産制度説明会（初心者向け）資料（特許庁）を一部加工

何がいけないの？

ここが問題 事前に第三者の権利について調査していなかった

どうすればいいの？

ここが大事 事業実施前に、第三者の権利に抵触しないか調査しておく

トラブルを未然に防ぐ知財のポイント

- 研究開発前や商品化の検討段階で、他社の権利を調査して確認しましょう。
- 新商品発売やサービス開始前に、他社の権利を調査して確認しましょう。
- 海外の展示会や商談会前に、進出先の国や地域で登録された権利がないか調査して確認しましょう。

他にもあります！こんなリスク

自社の商品発売後に
似ている権利を発見！
商品の回収、
パッケージの変更を迫られた

他社の権利を侵害している場合、商品名の変更やパッケージの変更など多額の費用がかかることに。新商品発売前には他社の権利が存在しないか調査することが大切です。

海外展示会出展直後に
海外企業から
権利侵害で訴訟提起

国によって権利侵害となる行為が異なるため、思わぬことで権利侵害と見なされる場合があります。海外での権利侵害は、高額な訴訟に発展しかねません。海外事業の展開前に権利関係の調査を行う必要があります。

製品化を目前に
他社の権利が明らかに

多額の研究開発費を投じた後では、取り返しがつきません。研究開発前には類似技術の有無を事前に調べ、無駄な研究開発費を抑制しましょう。

売上が好調なことから
販路を拡大
進出先の企業から
警告を受けた

限られたエリアでは問題にならないことも、販路拡大やインターネット販売で広く知られると、権利侵害の問題に発展することも。

企業と一緒に考えてみましょう

きっかけとなる会話例



- 研究開発段階で、「競合他社の開発状況を把握していますか？」
- 製品開発段階で、「他社の特許権、意匠権を侵害していませんか？」
- 新商品開発段階で、「他社の商標権、意匠権を侵害していませんか？」
- 展示会の出展前に、「知的財産権の調査をしていますか？」

該当する企業フェーズ

製品開発

海外展開

創業

販路拡大

知的財産をめぐるチャンスとリスク

チャンスをいかし、リスクを回避するためにできること

Lesson 2 事前調査の必要性 ~こんな時は事前調査が欠かせません~

■研究開発前、出願前、審査請求前、商品化時の事前調査の必要性

開発から商品化までの過程で、事前調査をするべきタイミングを押さえましょう。

研究開発前	<ul style="list-style-type: none"> ●他社との重複研究を避けることができる ●最先端技術や、他社の研究開発状況により事業展開のヒントを得る
出願前・審査請求前	<ul style="list-style-type: none"> ●特許庁への出願前や審査請求前に知財情報を調査することで、無駄な費用を抑えることができる
商品化前	<ul style="list-style-type: none"> ●他社の知的財産権を侵害していないか確認することで、権利侵害で訴えられるリスクを回避する

■展示会出展時や商談会における事前調査の必要性

展示会・商談会のこんなところに思わぬ権利侵害のリスクがあります。

⇨他方、企業のノウハウなどの流出や模倣品のリスクにも注意が必要です。

関連するポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・出願をめぐるトラブル（本マニュアル P15～16） ・秘密情報をめぐるトラブル（本マニュアル P23～24）
----------	--

パンフレット、 サンプルによる売り込み 特許権 侵害のリスク 	パッケージ 商品サンプルなど 意匠権 侵害のリスク 
社名 ロゴ 商品名 など 商標権 侵害のリスク 	販促グッズの キャラクターなど 著作権 侵害のリスク 

思わぬ権利侵害を回避するために

事業を安定的に進めるために

無駄な出願や研究開発を避けるために

第三者の出願・権利を事前に確認をしましょう！

■海外進出時の事前調査 これだけはチェックしておきましょう

海外での事業展開前や展示会・商談会に参加する前に、現地の権利を調査しましょう。

特許	●現地の特許出願・登録を調査する
意匠	●現地の意匠登録を調査する
商標	<ul style="list-style-type: none"> ●自社が使用する商標について、現地の商標登録出願・登録を調査する ●日本では使用が自由な一般名称、地名、都市名等の表示が現地で使用できるか現地の法令を確認する

column

知的財産のリスクを知らずに大失敗

事例 1

独自技術をもつ中小企業が画期的な機器を開発し、製造販売にこぎつけたが、特許権や意匠権を取得していなかった。市場動向を見ていた大手メーカーが、今後の市場規模の拡大を見通し、市場に参入してきた。コスト競争力が劣る同社は、売上が大幅に減少、市場からの撤退を余儀なくされた。

事例 2

スイーツ店の開業準備をしていた起業家は、店名を童話の世界にヒントを得て開店にこぎつけた。顧客も増え、売上も順調に伸びていた1年後、商標権侵害で警告を受けた。店名変更を行ったが、それまでの投資が無駄になった他、信用も低下し、売上が大幅に減少した。その後、地元金融機関の支援により売上が回復、なんとか赤字を脱却することができた。



知的財産をめぐるチャンスとリスク

よくある失敗事例

Case 3 秘密情報をめぐるトラブル

営業トークからアイデアやノウハウが取引先に流出してしまった。
特許出願はしていなかったため、類似品が出現して売上が激減。



何がいけないの？

ここが問題 秘密情報の仕分けと管理ができていない

どうすればいいの？

ここが大事 社内の情報を整理し、秘密レベルに応じた管理を徹底する

トラブルを未然に防ぐ知財のポイント

- 何が秘密情報なのか、社内の情報を整理し、秘密レベルに応じたルールを決めましょう。
- 社員全員で社内の秘密情報の認識を共有しましょう。
- 秘密情報の取扱いルールや管理を社内で徹底しましょう。

他にもあります！こんなリスク

技術指導や設備を通じて
ノウハウが流出、
現地企業で安価に生産

秘密情報を適切に管理しないと、意図せぬところから技術が流出し、多大な損害を被ることに。秘密レベルに応じた技術・情報の開示範囲を明確にし、現場で遵守を徹底しましょう。

提携企業に
改良技術の特許出願され、
競合相手に変わる

技術提携した企業が提供された情報をベースに改良した発明を特許出願することも考えられます。開示した情報をベースとする発明の取り扱いについては、事前に契約で取り決めておきましょう。

提携先からの
情報公開請求に応じた結果、
提携先が特許出願、
自社は事業廃止に

品質チェック等を理由にした情報開示の請求に安易に応じてしまうと、提携先に特許出願されたり、ライバル会社に安価に発注されてしまうことに。社内の情報を整理し、秘密レベルに応じた管理方法を実践しましょう。

工場見学や
機械のメンテナンス時に
大事なノウハウが流出

企業にとっては当たり前のことでも、他社にとって有益な情報は全て秘密情報に該当します。気づかないうちに大事なノウハウが流出していたという事態を避けるためにも、秘密情報の適切な管理が重要です。

展示会・商談会で
ノウハウが流出
ライバル企業が
安価な商品投入

展示会・商談会で流す映像データの映り込みや、実験データ、性能試験などの図表を開示することもノウハウの流出につながります。



企業と一緒に考えてみましょう

きっかけとなる会話例



- 業務提携で、「提携先と秘密情報の取り扱いについて契約しましたか？」
- 商談会前に、「大事な情報が漏れる心配はありませんか？」
- 委託生産で、「委託先と予め技術指導の範囲は決めていますか？」

該当する企業フェーズ

製品開発

海外展開

創業

販路拡大

知的財産をめぐるチャンスとリスク

チャンスをいかし、リスクを回避するためにできること

Lesson 3 営業秘密としての管理 (知的財産戦略)

■営業秘密 (ノウハウ) として保護するメリット

会社情報のうち、一定の要件を満たし、秘密情報として管理されているものを営業秘密といい、法的保護を受けることができます。

- | | | | |
|-------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|
| 1
半永久的に独占できる (適切に管理し続ける場合) | 2
技術ではないものも保護される (特許の対象外の顧客情報など) | 3
方法の発明を保護できる (特許侵害の立証が難しい発明) | 4
不正競争防止法による法的保護・差止め・損害賠償請求・刑事罰 |
|-------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|

■営業秘密 (ノウハウ) として保護されるためには

- | | | |
|---------------------------------|----------------------------|------------------|
| 1
秘密情報として管理されていること 重要 | 2
会社の事業活動にとって有用な情報であること | 3
公に知られていないこと |
|---------------------------------|----------------------------|------------------|

秘密情報を守るポイント

秘密情報の漏洩対策をする
開示情報は必要最低限!
開示する場合は NDA*締結
退職者からの漏洩防止
(従業員との NDA*締結)

秘密情報として管理する
紙、電子媒体への **秘** 表示
アクセス制限・パスワード管理
秘密情報のリスト化

他社の秘密情報にも注意!
自社情報の独立性の確保
他社情報の分離保管
秘密情報授受の書面確認
転職者からの秘密流入阻止

※NDA: 秘密保持契約

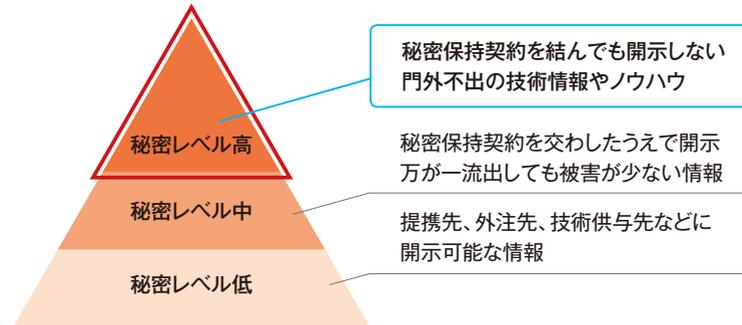
こんな場合は秘密情報として認められません

- 誰でもコンピュータ操作が可能
- ファイル自体にアクセス制限なし
- 秘密保持契約の対象が不明確
- 従業員に対して注意喚起がない
- 秘密管理規定が守られていない
- 秘密の表示がない

秘密情報管理のポイント

秘密情報の仕分け (情報の開示範囲の検討) が重要です!

- 秘密保持契約は万能ではありません。秘密保持契約を交わしても、情報の流出は起こりえます。情報が漏れた場合を想定して情報の開示範囲の取り決めを行いましょう。
- 社内の情報を整理し、秘密レベルに応じた管理方法を実践しましょう。



秘密情報の管理が大切なのはわかりましたが、実際の取組は大変そうですね。

実務経験豊富な秘密情報管理の専門家、**知財戦略アドバイザー**に相談してみたいのですが、相談は無料ですから気軽に相談できますよ。



私たちがお手伝いします!

知財戦略アドバイザー

秘密厳守・無料

訪問による実践的支援

ご相談ください



例えばこんなご相談に対応します

- 営業秘密に関する管理方法・体制の構築
- 権利化/秘匿化戦略、オープン&クローズ戦略等の知的財産戦略
- 産業財産権のライセンス契約や秘匿化技術の提供契約の留意事項
- 営業秘密の漏えい・流出被害 (ご要望に応じて、警察庁に連携)
- 情報セキュリティ対策 (ご要望に応じて、情報処理推進機構 (IPA) に連携)

お問合せ先

営業秘密・知財戦略相談窓口 で検索!

■(独)工業所有権情報・研修館 (INPIT) 知的財産支援センター 営業秘密・知財戦略相談窓口
TEL: 03-3581-1101 (内線3844) ip-sr01@inpit.go.jp



知的財産をめぐるチャンスとリスク

よくある失敗事例

近年中小企業においても、海外への進出や輸出など、海外でのビジネスが盛んになっています。ここでは、海外で事業を進める際に特有の知的財産のリスクとそれを未然に防ぐためのポイントについて解説しています。

Case 4 海外での事業をめぐるトラブル

海外企業と提携し、現地法人を立ち上げ生産を開始。しばらくすると提携先の企業から特許出願され、事業継続が困難になり撤退を余儀なくされることに。



何がいけないの？

ここが問題 海外進出する国で権利を取得していなかった

どうすればいいの？

ここが大事 海外進出前に、必要に応じて現地での権利を取得する

トラブルを未然に防ぐ知財のポイント

- 知的財産権は国ごとに権利を取得する必要があります。
- 模倣品被害は、権利がなければ対抗することができません。
- 商標権は早いもの勝ちです。海外進出前にその国で商標登録出願を済ませましょう。

海外ではこんなリスクも！

日本だけで権利を取得、海外で権利を取得していなかったため、模倣品被害に

多くの知的財産権は、日本国内でしか効力がありません。海外で製造・販売する場合や海外へ輸出する場合は、必要に応じて各国ごとに権利の取得を検討しましょう。権利がなければ模倣品に対抗できません。

第三者による商標の先取り出願で高額な買取り請求

海外においても、最も早い出願に登録を認めます。現地で商標登録出願していないと、他社が先に出願し、登録になってしまう懸念があります。悪質な場合は高額な買取りを請求されることに。海外進出の前に商標権は取得しておきましょう。

使用規定が守られず、不正使用されたロゴが現地のスタンダードに

ブランド使用規定を整備したうえで、ブランド使用状況をチェックし、管理を徹底しましょう。

技術指導や設備を通じてノウハウが流出、現地企業で安価に生産

秘密情報を適切に管理しないと、意図せぬところから技術が流出し、多大な損害を被ることに。技術・情報の開示範囲を明確にし、現場で遵守を徹底しましょう。

海外の展示会・商談会で技術情報やノウハウが流出、類似品が出回って事業撤退

展示会・商談会や営業トークの中で、意図せず大事な情報を漏らすことがあります。映像データの映り込みや、実験データ、性能試験などの図表を開示することも技術情報の流出につながります。



企業と一緒に考えてみましょう

きっかけとなる会話例



- 展示会の出展前に、「知的財産権の出願をしていますか？」
- 海外へ輸出する前に、「対象国で知的財産権を取得していますか？」
- 業務提携で、「提携先と秘密情報の取り扱いについて契約しましたか？」
- 委託生産で、「委託先と予め技術指導の範囲は決めていますか？」
- 商談会前に、「大事な情報が漏れる心配はありませんか？」

該当する企業フェーズ

海外展開

知的財産をめぐるチャンスとリスク

チャンスをいかし、リスクを回避するためにできること

Lesson 4 海外展開と知的財産 ～海外ビジネスを安心して進めるために～

海外における事業では、これまで見てきた Case 1 から Case 3 の要素が全て含まれます。ここでもう一度確認しましょう。さらに、海外に特有のポイントも見ていきましょう。

■海外展開の前にこれだけはチェック

海外での事業展開を検討したり、展示会に出展したり商談会に参加する前に、発明等の新規性の喪失や第三者の権利侵害を防ぎ、安定して事業をすすめるために必要な手続きを済ませましょう。

現地での商標登録出願は済ませましたか？

➡ 第三者による出願を回避

日本国内の出願は済ませましたか？

➡ 発明等の新規性の喪失に注意

特許出願や意匠登録出願を検討しましたか？

➡ デッドコピー、模倣品対策

権利関係の現地調査は行いましたか？

➡ 第三者の権利侵害を回避

関連するポイント

- ・出願の検討（本マニュアル P17～18）
- ・事前調査の必要性（本マニュアル P21～22）

■「新興国等知財情報データベース」

海外の知財の調査に役立つ情報を提供しています

例えば、こんな情報を掲載しています。

各国知的財産情報の調べ方

各国でのライセンス契約における留意点

海外各国のこんなことがわかります。

- 知財制度
- 出願実務
- 知財関連訴訟
- ライセンス情報
- 模倣品対策
- 秘密管理



知財情報データベース 🔍 で検索！



■費用対効果を念頭に置いて海外での出願を検討する

海外での権利取得には現地官庁（日本での特許庁の位置付）の出願費用の他、現地代理人費用や翻訳料が必要なため、国内出願に比べて、多額の費用がかかります。（本マニュアル P49）全ての国で権利を取得するのではなく、費用対効果を念頭に、自社の海外での活動、販売実績、現地の知財制度、競合他社の存在等から判断して海外での知財保護の方針を検討しましょう。

- 一定以上の売上が見込まれる
- 生産拠点がある
- 競合先が存在する など

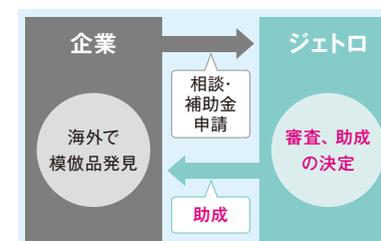


外国出願の
必要性が高い

■海外での知財トラブルに巻き込まれたら ジェトロの支援情報

海外での模倣品対策費用を 1/3 に

➡ 模倣品対策支援



海外で模倣品被害を受けている中小企業者に対して、海外侵害調査、警告状の作成、行政摘発の実施などの費用の 2/3 を助成します。

模倣品対策支援事業 🔍 で検索！



海外企業に商標を先取出願された場合の係争費用を 1/3 に ➡ 冒認商標無効・取消係争支援



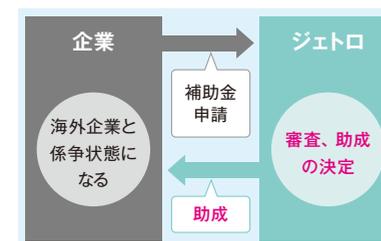
現地企業から自社ブランドの商標や地域団体商標を冒認出願（知財権取得の正当な権利を有しない者が出願し、権利を取得してしまうこと）された中小企業に対し、異議申し立てや無効審判請求、取消審判請求などにかかる費用の 2/3 を助成します。

冒認商標無効・取消係争支援事業 🔍 で検索！



海外企業から訴えられた場合の係争費用を 1/3 に

➡ 防衛型侵害対策支援



悪意のある外国企業から、冒認出願で取得された権利などに基づき、日本企業が権利侵害を指摘され、警告状を受けたり、訴訟を起こされたりした場合、対抗措置にかかる費用の 2/3 を助成します。

防衛型侵害対策支援事業 🔍 で検索！



知的財産をめぐるチャンスとリスク

チャンスをいかし、リスクを回避するためにできること

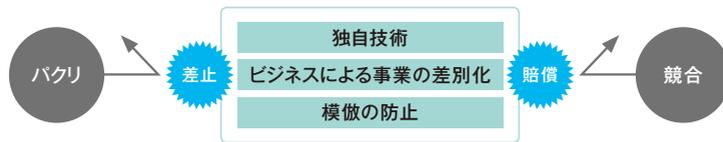
Lesson 5 創業期における知的財産

創業期における知的財産権の活用は、以後、安定して事業を継続していくために欠かすことができません。ここでは、創業期に特有の知的財産活用のメリットについて解説しています。

■創業期における知的財産活用のメリット

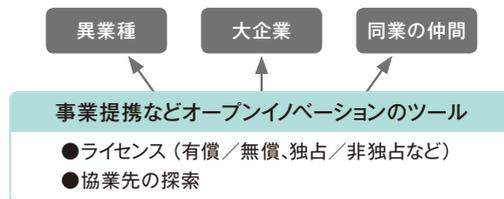
メリット① 「独占」

自社の技術・アイデア・デザイン・ブランドを、誰かが勝手に真似した場合、差止や損害賠償の請求をすることができます。自社のコアになる知的資産を保護し、競争力維持につなげます。



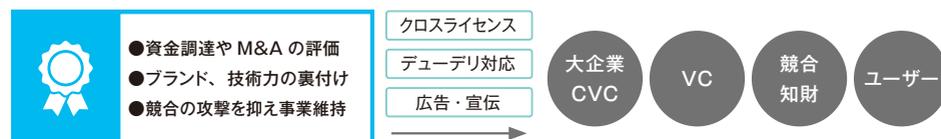
メリット② 「連携」

大企業や中小企業・スタートアップと連携する場合、強い知的財産をもつことで、適切な条件で契約を結ぶことができます。ライセンスの条件を自社でコントロールすることで、戦略的に事業を実施できます。



メリット③ 「信用」

知的財産権は、技術やブランドが安定であることの証明です。資金調達や M&A の際に、自社の企業価値を裏付けるものとして、アピールすることができます。



出典：「スタートアップ向け情報」（特許庁）(<https://www.jpo.go.jp/support/startup/>) を加工して作成

金融機関と 知的財産

～知的財産の視点からみた企業経営～

この章の構成

■知財金融とは

■知財ビジネス評価書・提案書

〈知財ビジネス評価書・提案書を活用してみませんか?〉

〈知財ビジネス評価書・提案書で何がわかるの?〉

金融機関と知的財産

特許、商標、ノウハウ等は自社の貴重な知的財産です。法律によってその権利が守られており、経営資産として企業の事業性評価に有効に活用することが可能です。

知財金融とは

特許権や商標権そのものの価値を評価することではありません

知財金融とは、金融機関が中小企業の知恵や工夫を中心とした経営資源における知財に着目した上で、事業や経営の支援を行うことをいいます。従来知財金融においては、知的財産は担保価値という視点で評価されてきましたが、現在ではビジネスが継続的に利益を生み出すことにどれだけ関与しているかという「事業性評価」によって評価されるようになっています。

中小企業を知的財産の視点から見てください

例えば

ブランド名を商標権で保護している場合

「他社から警告されてブランド名が使えなくなるというリスクが小さい」

例えば

主力製品の特許権で保護している場合

「競合他社が同様の製品で市場に参入してくるリスクが小さい」

知財金融とは、**知財**に着目した、取引先企業への融資、事業・経営支援

知財金融 \neq 知財自体の価値による金融



知財金融ポイント整理

- 知的財産権は、事業性評価のツールとして活用できます
- 意匠権や商標権も企業の競争力、信用力を評価する指標になります
- 数値化が難しい知的財産を知財ビジネス評価書で見える化し、事業性評価のツールとして活用できます

知的財産を見える化



企業価値の評価ツールに

知的財産を見える化することによって企業価値の評価ツールとして活用できるようになります。次ページで紹介する知財ビジネス・評価書では、こうした知的財産の見える化を支援しています。

知的財産権保有企業と企業価値の関係

財産権として活用できる(ライセンス収入等)

資金調達的手段として活用できる

- ……事業の独占・安定性の源泉
- ……投資家などの評価

営業ツールとして活用できる

- ……技術力・製品の優位性のPR
- ……自社のブランド構築・強化、信頼性の向上

従業員のモチベーションの向上、意識改革



企業価値の向上

知財ビジネス評価書・提案書を活用してみませんか

中小企業等の知的財産を活用したビジネスにおける①知的財産の価値・評価を「見える化」した評価書、②知的財産を踏まえた経営課題に対するアドバイスをまとめた提案書を作成・提供し、「知財への気づき」を提供いたします。

また、ご要望に応じて知財ビジネス評価書・提案書の導入・展開をお手伝いする、知財専門家によるサポートを受けることもできます。

知財ビジネス評価書

知財を切り口とした事業性評価に活用できます。

知財ビジネス評価書とは

中小企業等の知的財産権やノウハウ等（＝知的財産）を活用したビジネス全体の評価を「見える化」したもの

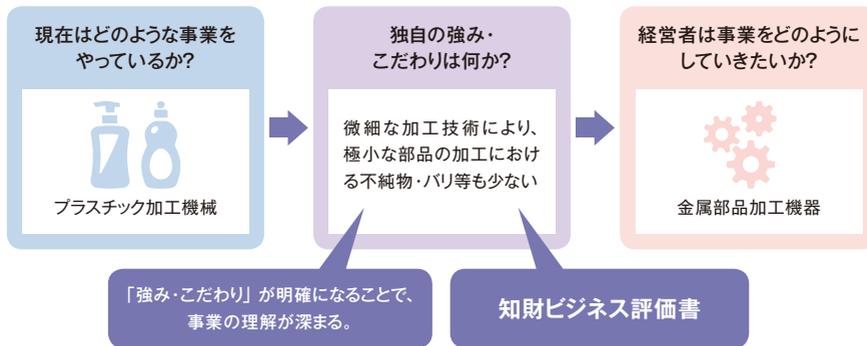
取引先の事業上の強みや特徴等について、事業性評価にどのように活用できるのか等について、各金融機関の皆様にご検討を頂くためのものです。

事例1 取引先の事業について理解が深まります

ある信用金庫の営業担当者が、取引先企業の工作機械製造業の経営者から「現在はプラスチック加工機を作っているが、新規事業としては金属部品加工機械を作っていきたい」という声を聞きました。

営業担当者としては、新たな資金需要発掘のきっかけになると思いつつも、新規事業に取り組むだけの技術力があるのか不安でした。

そこで知財ビジネス評価書を取り、この会社の「強み・こだわり」が「微細な加工技術により、極小な部品の加工における不純物・バリ等も少ない」という点が明確になり、新規事業においても一定の競争力をもつ技術を持っていることが分かりました。



知財ビジネス提案書

知財を切り口とした本業支援に活用できます。

知財ビジネス提案書とは

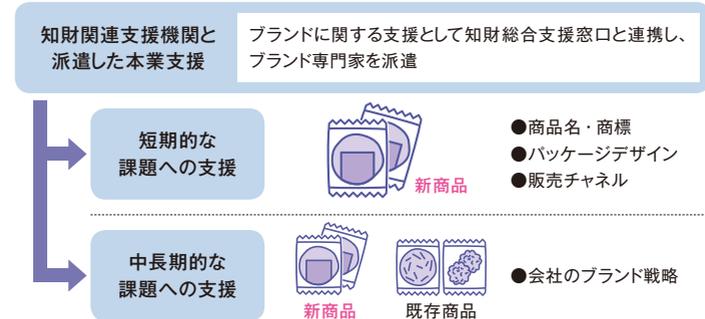
中小企業等の知的財産を踏まえた経営課題に対する解決策をまとめたもの

取引先企業の課題を把握し、どのような本業支援が出来るのか、本業支援にどのように知財の切り口を取り入れるべきか等について、各金融機関の皆様にご検討を頂くためのものです。

事例2 取引先の本業支援の提案につながります

ある信用組合の営業担当者は、取引先（お菓子製造業）の経営者から「安売り競争に巻き込まれないように高級志向の新商品（煎餅）を作りたい。商品自体の開発はできるのだが、販売していく上でどうすればよいか分からない」という相談を受けました。

知財総合支援窓口と連携して支援を行うことを提案したところ、当該企業向けにブランド専門家を派遣することになり、短期的な課題として「商品名・商標、パッケージデザイン、販売チャネルの検討」、中期的な課題として「会社のブランド戦略の検討」が上がり、段階的に助言（支援）することになりました。



金融機関に対するサポートの例

組織内展開のためのサポートも受けられます。



評価書や提案書のみ提供に加え、支援先金融機関の状況に応じて知財専門家を定期的に派遣し、ニーズ（課題）に応じたサポートを受けることもできます。

知財ビジネス評価書・提案書で何がわかるの？

知財ビジネス評価書では、特許権・商標権等の企業が保有する知的財産権を活用したビジネスの実態をわかりやすく説明し、そのビジネス全体の評価を行います。金融機関の方は、この評価書により、中小企業等の知的財産がどのようにビジネスに貢献し、成長の機会となりうるかが分かるため、事業理解の判断材料となります。

知財ビジネス評価書サンプル

注:評価する調査会社、専門家によって内容は異なります

市場動向と市場での優位性

対象企業の特許出願状況

事業の市場規模

クロスSWOT分析

エグゼクティブ・サマリー

対象企業の知的財産価値評価

知財ビジネス評価書・提案書で何がわかるの？

知財ビジネス提案書では、知財ビジネス評価書に加え、中小企業が抱える経営課題に対し、知財を切り口とした課題解決の要素を盛り込んだ提案をいたします。金融機関の方は、どのような本業支援が可能か検討する材料として活用いただけます。

知財ビジネス提案書サンプル

注:評価する調査会社、専門家によって内容は異なります

経営課題

評価書と同様の分析結果とともに、分析結果に基づいてどのような本業支援提案が可能か検討する材料となります。

権利強化

経営多角化

知財ビジネス評価に対する声

- 取引先の「強み」から、産学官連携で新商品の開発検討につながった(地銀)
- 製造ノウハウが「強み」と認識。技能継承の検討へ(信用金庫)
- 経営改善意識の醸成につながり、黒字転換(信用金庫)
- 知財意識が高まり、コンサルティング会社との契約締結へ(地銀)
- 自社の優位性を再認識し、営業戦略を変更(信用金庫)
- 技術売り込みの強化につながり、メディアに取り上げられる結果に(信用金庫)
- 客観的な評価が社員の自信に(信用金庫)

お問合せ先

<https://chizai-kinyu.go.jp/>

知財金融ポータルサイト で検索!



こんなイメージ持っていませんか？

◆【よくある誤解】 特許権？ わが社には関係ない



特許なんて我が社に関係ないですよ。そんなに難しい事をしているわけじゃありませんから。

発明は高度なものばかりではありません。発明に気づいていない場合もありますから、専門家に相談してみることをお勧めします。



◆【よくある誤解】 知的財産はお金がかかる



特許ってお金がかかりますよね。うちのような小規模の企業にはそんな余裕はありません。

知的財産権にかかる費用は、コストではなく投資の一種と考えてください。事業を安定して継続するためのツールの一つと捉えましょう。



◆【よくある誤解】 特許を取っても役に立たない



特許を取ったけれど役に立っていません。特に売上げが上がったということもありません。

特許をはじめ、知的財産権があれば必ず売れるというわけではありません。知的財産権により競合品や模倣品を排除できれば、収益の確保につながります。第三者による権利侵害を未然に防止するという目に見えない抑止効果もあります。



◆【よくある誤解】 うちは大丈夫



そんなに大した製品じゃないし、真似されるようなことはないでしょう。

全国的な市場規模があったり、継続した事業が見込める場合、万が一を考えて知的財産権の取得をお勧めします。

知的財産に関わる
支援情報

～有効に活用しましょう～

この章の構成

- J-PlatPatで知財情報を調べてみよう
- 知的財産権の取得と維持に要する費用の概要
- 特許料等減免制度(国内)
- 外国出願に要する費用の概要
- 知的財産を活用した海外展開を支援します
- 知的財産に関する相談窓口一覧

J-PlatPatで知財情報を調べてみよう

「ぶらっと」寄って「ぱっと」検索! 知財活用の第一歩はここから。
特許や商標などの知的財産が検索できます。
スマホやタブレットからも簡単にアクセスできます。



- 1 J-PlatPat(特許情報プラットフォーム)は、無料で、いつでも、誰でもアクセスでき、キーワードなどから特許、実用新案、意匠、商標の内容を調べることができます。
- 2 J-PlatPat を使って得られるメリット
 - ・先端技術等の有用な情報が含まれるため、他社との重複研究を避けることができ、研究開発や事業展開のヒントも得ることができます。
 - ・新商品の技術、デザイン、ネーミングが他社の知的財産権を侵害していないかを確認することで、権利侵害で訴えられるリスクを回避できます。
 - ・特許庁への出願前に調査を行うことで、無駄な出願費用を削減できます。

J-PlatPatで、こんなことが調べられます!

同じアイデアが
既に出願されていないか
調べたい

新商品のデザインが
他社の権利を侵害していないか
確認したい

商品名が
既に商標登録されていないか
調べたい

公開されている
アイデアを
調べたい

他社の特許出願の
審査状況を確認したい

自社が開発している
技術分野の
最新動向を知りたい

出願前に
先行技術を確認したい

- 企業名、製品の特徴などのキーワードで検索OK
- 誰でも無料で簡単にアクセス
- 具体的な特許番号・商品名・企業名で検索OK
- 「特許・実用新案」「商標」「意匠」個別でも、まとめてでも検索OK

キーワードを入力する
だけで簡単に知財情報
がわかりますね。



事前調査と聞くと難そうですが、
J-PlatPat を使えば私にもできそうです。
新商品のネーミングを決める前に、
まず検索してみることが大事ですね。



J-PlatPat 検索

次からは、J-PlatPatを
実際に使ってみましょう!

J-PlatPatを実際に使ってみよう

誰かの商標権を侵害しないため、また商標登録の可能性を高めるために、先願商標調査をしましょう!

よく使う商標の検索方法

1. 称呼(読み方)が類似する商標を探す

「商標検索」の機能のうち、「称呼(類似検索)」の検索項目を使うと、称呼が類似する可能性がある商標を広く検索できます。

「出願・登録情報」を選択

プルダウンから「称呼(類似検索)」の検索項目を選択

称呼(読み方)を全角カタカナで入力して検索

2. 同じ文字を含む商標を探す

検索したい文字を全角で入力して検索

出典:特許庁ウェブサイト「初めてだったらここを読む～商標出願のいろは～」

例 「北海道」での検索結果

No.	出願番号/ 登録番号/ 国際登録番号	商標見本	商標 (検査用)	称呼 基準	称呼 (参考情報)	区分	出願人/ 権利者/ 名義人	出願日/ 国際登録日 (事後指定日)	登録日	ステータス	各種機能
1	登録0812809 (商標42-040771)	三ッ子六!	北海道入さんぼう ろく\三六	-	サンポーロク	30	株式会社柳月 ホールディングス	1967/07/05	1969/04/08	登録	経過情報 公報表示 URL

J-PlatPatをもっと知りたい方は

J-PlatPat のマニュアルを提供しています。
トップページマニュアルダウンロードからご確認ください。



検索の基本! まずはネットで検索してみましょう



J-PlatPat よりも身近なインターネット検索。ざっくり検索してみるだけでもいろいろなことがわかります。

キーワード検索

- ① ネーミング、アイデア、商品名などでざっくり検索。
- ② ここで出てきた結果を J-PlatPat にかけてると、より詳しい情報が得られます。

画像検索

- ① ロゴやキャラクター、デザインなどは画像検索。
- ② 類似するものを事前にチェックできます。



知的財産権の取得と維持に要する費用及び期間の概要

	特許	実用新案	意匠	商標	育成者権	地理的表示 (農林水産省)	酒類地理的表示 (国税庁)
出願料	14,000円	14,000円	16,000円	3,400円+区分数 ×8,600円	47,200円	—	—
	弁理士費用 平均約30万円	弁理士費用 平均約27万円	弁理士費用 平均約10万円	弁理士費用 平均約7万円	代理人費用(注)	代理人費用(注)	
出願審査請求料	138,000円+ 請求項数×4,000円	—	—	—	—	—	—
登録料	1~3年 2,100円+ 請求項数×200円	1~3年 2,100円+ 請求項数×100円	1~3年 8,500円	全額納付(10年分) 区分数×28,200円	1~3年 6,000円/年	登録免許税 90,000円	
	4~6年 6,400円+ 請求項数×500円	4~6年 6,100円+ 請求項数×300円	4年~ 16,900円	分割納付(5年分) 区分数×16,400円	4~6年 9,000円/年		
	7~9年 19,300円+ 請求項数×1,500円	7年~ 18,100円+ 請求項数×900円	—	更新料 全額納付(10年分) 区分数×38,800円	7~9年 18,000円/年		
	10年~ 55,400円+ 請求項数×4,300円	—	—	分割納付(5年分) 区分数×22,600円	10~30年 36,000円/年		
	弁理士への登録報酬 平均約12万円	弁理士への登録報酬 平均約6万円	弁理士への登録報酬 平均約6万円	弁理士への登録報酬 平均約4.5万円	代理人への登録報酬(注)	代理人への登録報酬(注)	
出願~権利満了 までの総費用 (法定費用のみ)	約114万円	約14万円	約33万円	約4万円	木本植物 約86万円 上記以外 約98万円	90,000円	0円
権利化までの期間	14.1月	審査なし	7.0月	9.3月	通常2~3年	—	—

弁理士費用を除く図中の費用は全て、特許庁に支払う法定費用です。
また弁理士費用は、日本弁理士会による平成18年 弁理士手数料に関するアンケートの結果を参考にした平均値です。
※特許行政年次報告書 2019年版(特許、実用新案、意匠、商標)

(注) 育成者権、地理的表示の場合、代理人は、弁理士資格がなくても委任手続きをされれば対応可能です。また、場合によっては代理人費用、代理人への登録報酬が発生します。なお、上記は全て日本国内での出願・申請にかかわる費用です。外国に出願・申請するときは、国によって変動します。

特許料等減免制度(国内)

- 中小企業等を対象とした「出願審査請求料」、「特許料(1~10年分)」及び「国際出願に係る手数料」の軽減
- 2019年4月1日以降に出願審査請求・国際出願をする案件については、新しい減免制度が適用

新減免制度について

2019年4月1日以降に出願審査請求・国際出願をする案件を対象に
新たな特許料等の減免制度を開始しました

減免対象者を拡大します

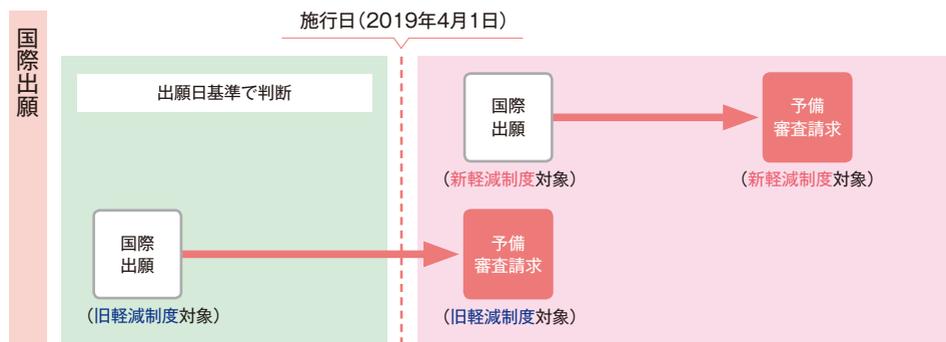
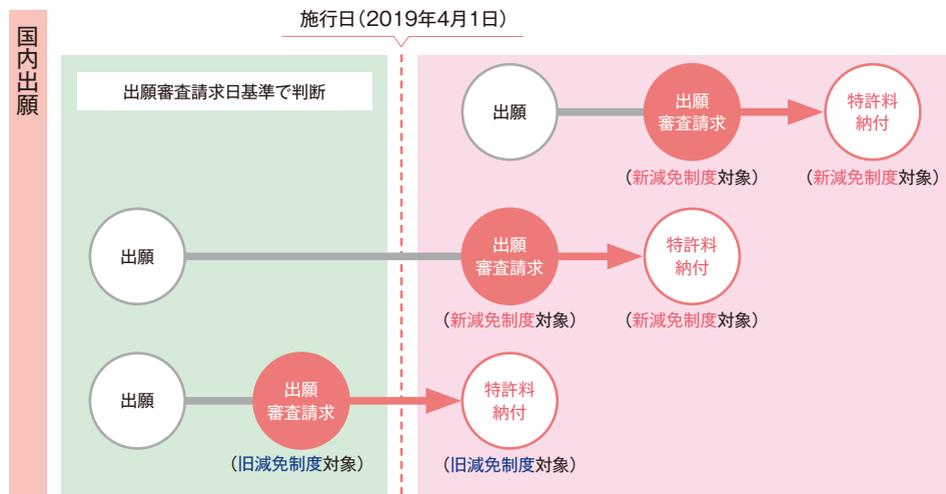
対象者	軽減率	
	出願審査請求料、特許料1~10年分	国際出願に関する手数料
中小企業	軽減なし ⇒ 1/2に軽減	軽減なし ⇒ 1/2に軽減
法人税非課税中小企業	1/2に軽減	軽減なし
研究開発型中小企業	1/2に軽減	軽減なし ⇒ 1/2に軽減
中小ものづくり高度化法の認定中小企業	1/2に軽減	軽減なし ⇒ 1/2に軽減
小規模・中小ベンチャー企業	1/3に軽減	1/3に軽減
福島特措法の認定中小企業	1/2に軽減 ⇒ 1/4に軽減	軽減なし ⇒ 1/4に軽減
大学等研究者、大学、高等専門学校、TLO、試験研究独立行政法人、公設試験研究機関、試験研究地方独立行政法人等	1/2に軽減	軽減なし ⇒ 1/2に軽減
生活保護受給者、市町村民税非課税者	出願審査請求料、特許料1~3年分:免除 特許料4~10年分 1/2に軽減	軽減なし
所得税非課税者、事業税非課税者	1/2に軽減	軽減なし

※各対象者については、それぞれ要件が異なります。詳しくは、次ページお問合せ先からご確認ください。

変更部分

新しい減免制度の主なポイント

- ①軽減対象が**全ての中小企業**に拡大されました。
- ②減免申請が**大幅に簡素化**されました。



お問合せ先

■新制度の申請先/特許庁 で検索!

■旧制度の申請先/北海道経済産業局窓口 北海道経済産業局地域経済部
 産業技術課知的財産室 TEL:011-709-2331(内線2586)

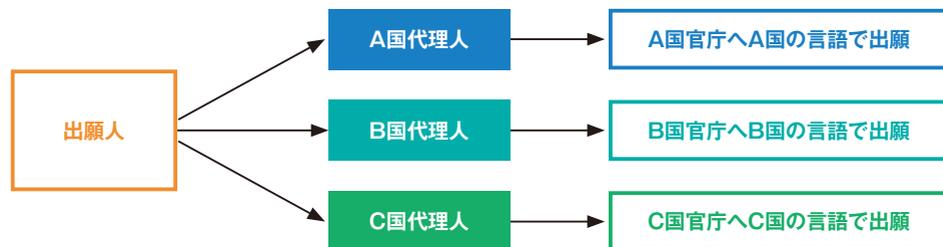


外国出願に要する費用の概要

近年、経済と技術のグローバル化を背景に、多くの国で製品を販売したい、模倣品から自社製品を保護したいなどの理由から、特許や商標を取得したい国の数が増加する傾向にあります。出願には直接出願の他に、特許協力条約やマドリッド協定議定書に基づく国際出願の二通りがあります。

出願ルート① 国や地域ごとに直接出願

出願は、相手国の法令にしたがって行わなければなりません。直接出願の場合、出願国が多い場合は、手続きが増え煩雑になります。すべての国に、それぞれ異なった言語で出願することは困難です。出願国が少ない場合は、直接出願の方が費用が抑えられる場合があります。



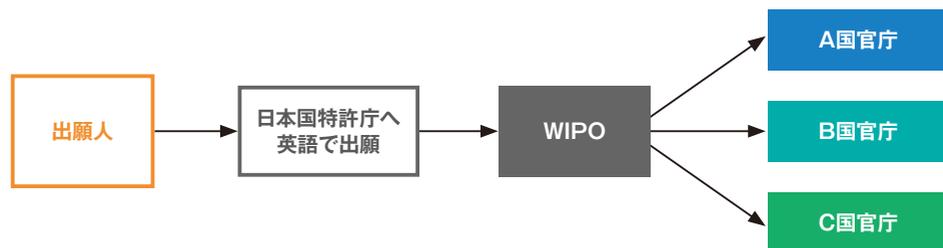
出願ルート② 特許協力条約やマドリッド協定議定書に基づく国際出願

■ (特許) 特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願

国際的に統一された出願書類を、日本の特許庁に対して日本語又は英語で出願します。一通だけ提出すれば、PCT加盟国に対して「国内出願」したことと同じ扱いを受けます。

■ (商標) マドリッド協定議定書 (「マドプロ」)

PCT出願と同じく一通の出願書類を、日本の特許庁に対して英語で出願します。その後、国際事務局 (WIPO) を経由して保護を求める国に通知され、各国に個別に出願した場合と同様に扱われます。



外国出願にかかる費用はケースバイケースです。代表的な国・地域における特許・商標の外国出願に要した平均的な費用をご紹介します。

中国

	特許	商標 (直接出願)	商標 (マドプロ出願)
現地費用 (現地庁費用 代理人費用)	約20.5万円	約7.5万円	約10万円
国内代理人 費用	約18万円	約8.5万円	約8万円
翻訳費用	約30万円	-	-
合計	約66.5万円	約18万円	約18万円

韓国

	特許	商標 (直接出願)	商標 (マドプロ出願)
現地費用 (現地庁費用 代理人費用)	約21万円	約7万円	約15万円
国内代理人 費用	約17.5万円	約7万円	約12万円
翻訳費用	約17万円	-	-
合計	約55.5万円	約14万円	約27万円

台湾

	特許	商標 (直接出願)
現地費用 (現地庁費用 代理人費用)	約15万円	約8万円
国内代理人 費用	約23万円	約8万円
翻訳費用	約30万円	-
合計	約68万円	約16万円

タイ

	特許	商標 (直接出願)
現地費用 (現地庁費用 代理人費用)	約11.0万円	約9.5万円
国内代理人 費用	約20万円	約13.5万円
翻訳費用	約22万円	-
合計	約53万円	約23万円

※ PCT、マドリッド・プロトコルに加盟していない。

欧州

	特許	商標 (直接出願)	商標 (マドプロ出願)
現地費用 (現地庁費用 代理人費用)	約68.5万円	約20.5万円	約20万円
国内代理人 費用	約18.5万円	約10.5万円	約14万円
翻訳費用	約42万円	-	-
合計	約129万円	約31万円	約34万円

米国

	特許	商標 (直接出願)	商標 (マドプロ出願)
現地費用 (現地庁費用 代理人費用)	約28万円	約13万円	約15万円
国内代理人 費用	約23万円	約10万円	約13万円
翻訳費用	約42万円	-	-
合計	約93万円	約23万円	約28万円

※本データは、平成26・27・28・29年度補助金利用案件(652案件)の実績報告書をサンプルとして算出しています(本補助対象費用は、外国特許庁への出願費用、国内外代理人費用、翻訳費、出願と同時にを行った審査請求料登録料ですが、出願には、この他の費用が必要となる場合もあります)。※この表におけるマドプロ出願の現地費用は、WIPO国際事務局へ支払う基本手数料(653スイスフラン)+各国の個別手数料で算出しています。マドプロ出願は、一度の出願で複数国へ出願できる制度であるため、複数国をまとめて出願する場合に利用されています。基本手数料は複数国を指定しても同一料金で、基本料金に個別手数料等が加算される仕組みです。(基本手数料653スイスフランは平成31年3月現在の料金)。※「翻訳費」について、同じ言語圏へ出願する場合は流用が出来ます。(特許庁平成30年度外国出願補助金に係るフォローアップ調査報告より抜粋)

知的財産を活用した海外展開を支援します

外国出願補助金

海外での知財出願費用を1/2に

外国へ特許、実用新案、意匠または商標の出願を予定している中小企業に対し、外国出願に必要な費用の1/2を助成しています。公募時期は例年5月～6月が中心ですが、地域により異なるため、詳細は全国48地域の都道府県中小企業支援センターなどにお問い合わせください。

お問合せ先

中小企業等外国出願支援事業 🔍 で検索！

■(公財)北海道中小企業総合支援センター
TEL:011-232-2403



外国出願費用の助成 🔍 で検索！

■(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)
知的財産課 外国出願デスク
TEL:03-3582-5642



海外知的財産プロデューサー

専門家が訪問してアドバイス！

海外へ進出して「知的財産」を失う前に「転ばぬ先の杖」

海外知的財産プロデューサー

秘密厳守・無料

訪問による実践的支援

ご相談
ください



事業に適した
知財戦略策定

進出国での
権利化支援

契約書策定に
あたってのアドバイス

外国出願戦略

海外展開の際の
ビジネスモデル構築

外国展示会出展
出展時の提案

海外知財リスク
啓発活動

技術流出を防ぐ
社内体制の構築

企業での豊富な知財経験と海外駐在経験を有するスペシャリストが、海外ビジネス展開に応じた知財リスクや、知財管理・活用についてアドバイスします。

お問合せ先

海外知的財産プロデューサー 🔍 で検索！

■(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)知的財産支援センター 海外展開知財支援窓口
TEL:03-3581-1101(内線3823) ip-sr01@inpit.go.jp



軽減制度&交付金制度

PCT国際出願に要する費用を安くできます！

海外への特許出願にも中小・ベンチャー企業向けに料金が安くなる支援策があります。

【対象】日本の特許庁に、日本語でPCT国際出願を予定している中小企業やベンチャー企業・大学等

この制度を利用すると、特許庁に支払う料金がトータルで…



まずは軽減・交付金を受けられるかチェック！

国際出願 軽減措置 新制度 🔍 で検索！



国際出願促進交付金 🔍 で検索！



日本発知財活用ビジネス化支援

ジェトロ・イノベーション・プログラム(JIP)

中堅・中小企業の知的財産を活用した外国でのビジネス展開の促進を支援するため、現地のエコシステム(起業支援システム)を活用し、ビジネスモデルの構築から商談まで、支援企業の状況に合わせて、ハンズオンで一貫して支援します。

【対象】日本国特許・実用新案・意匠・商標等の産業財産権を保有し、これを活用した海外展開を目指す企業等

【利用方法】ご利用には事前審査が必要となります。
詳細は下記お問合せ先よりご確認ください。



お問合せ先

スタートアップ支援 🔍 で検索！

■(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)スタートアップ支援課 TEL:03-3582-5770



知的財産に関する相談窓口一覧

総合相談窓口

■ INPIT 北海道知財総合支援窓口



■ 知財総合支援窓口 知財ポータル

知財総合支援窓口でどのような支援をおこなっているのか、詳しくご案内しています。



営業秘密・知財戦略相談窓口

■ 知的財産相談・支援ポータルサイト (INPIT)



営業秘密の管理手法、営業秘密の漏えい・流出事案、権利化／秘匿化等の知財戦略についてお気軽にご相談ください。知的財産戦略アドバイザーが無料で支援いたします。

弁理士による知財無料相談窓口

■ 日本弁理士会 北海道会



TEL 011-736-9331
FAX 011-736-9332

特許・技術の流通と活用に関する相談窓口

■ 北海道知的所有権センター



TEL 011-747-7481
FAX 011-747-8253

法律相談窓口



■ 札幌法律相談センター

TEL 011-251-7730

■ 札幌市以外の法律相談センターは右のQRコードでご確認ください。



経営支援相談窓口

■ 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 北海道本部



経営支援課
TEL 011-210-7471

■ 北海道よろず支援拠点 (公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)



TEL 011-232-2407

■ 一般社団法人 中小企業診断協会北海道



TEL 011-231-1377
FAX 011-231-1388

技術支援相談窓口

■ 公益財団法人北海道科学技術総合 振興センター（ノーステック財団）



TEL 011-708-6525
FAX 011-708-6529

■ R&Bパーク札幌大通サテライト (HiNT)



TEL 011-219-3359
FAX 011-219-3351

海外ビジネス展開相談窓口

■ 独立行政法人日本貿易振興機構 北海道貿易情報センター (ジェトロ北海道)



TEL 011-261-7434
FAX 011-221-0973

著作権

■ 公益社団法人著作権情報センター

著作権電話相談室



TEL 03-5348-6036

地理的表示保護制度・ 品種登録制度と育成者権

■ 農林水産省北海道農政事務所

生産経営産業部事業支援課



TEL 011-330-8810

輸出入貨物に係る 知的財産侵害物品差止申立制度

■ 財務省函館税関 知的財産調査官



TEL 0138-40-4255
FAX 0138-45-8872